

平成25年10月30日

第11回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第 11 回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成 25 年 10 月 30 日 (水) 午後 3 時

場 所 倉吉市役所 第 3 会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 教育長報告
- 5 議 事
 - 議案第32号 倉吉市文化財保護審議会の諮問について 1
 - 議案第33号 倉吉市伝統的建造物群保存地区保存審議会の諮問について
..... 2
- 6 協議事項
 - (1) 公民館の管理運営について
 - (2) 土曜日授業について 4
 - (3) 学校給食における異物混入等の対応及び公表基準について
..... 5
 - (4) 平成25年度教育委員会重点施策に基づく実施計画の進捗状況について
..... 別紙
- 7 報告事項
各課報告 (別紙)
- 8 その他
- 9 閉 会

議案第 32 号

倉吉市文化財保護審議会への諮問について

倉吉市文化財保護条例（昭和 51 年倉吉市条例第 21 号）第 41 条の規定により、次のとおり倉吉市文化財保護審議会へ諮問することについて承認を求める。

平成 25 年 10 月 30 日 提出

倉吉市教育委員会教育長 福井伸一郎

諮問事項

- ① 倉吉市指定 無形文化財 倉吉の張り子・土人形製作の現状について
(倉吉はこた人形保存会の設立)

開催日 平成 25 年 11 月の予定

議案第 33 号

倉吉市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問について

倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 8 年倉吉市条例第 33 号）第 4 条の規定により、次のとおり倉吉市伝統的建造物群保存地区保存審議会へ諮問することについて承認を求める。

平成 25 年 10 月 30 日 提出

倉吉市教育委員会教育長 福井伸一郎

諮問事項

- ① 平成 26 年度伝建保存修理事業計画について

開催日 平成 25 年 11 月の予定

【現状】

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区内は平成22年度に保存地区の拡大を行い、面積9.2haとなり計348戸ほどで構成されているが、このうち伝統的建造物として特定した建築物は168戸338棟である。

平成11年度から保存事業に着手しており、所有者の意向を聞きながら保存修理及び修景を行い歴史的景観を保全していく。平成25年度現在、77棟の修理事業と20棟の修景事業を実施している。

平成26年度は修理7件(旧江原家主屋・付属屋、旧三輪家土蔵、光明寺本堂他、小松家付属屋、三好家付属屋・離れ、広瀬家土蔵・付属屋、旧山陰合銀土蔵)を予定する。

【説明】

1 旧江原家住宅主屋(UO12-1)付属屋(UO12-2)修理

瓦葺替、外観修理、構造補強 補助計画 8,000千円

本町通りに面した明治39年建築の主屋と付属屋。旧齋木家。主屋は木造切妻2階建て瓦葺建物。平成25年から2年修理計画の2年目。大屋根・北側下屋根修理。側面外壁を改修し、中庭に面した建具を復原。付属屋は木造切妻平屋建て瓦葺建物。構造補強、屋根葺替、外観修理。

2 旧三輪家住宅土蔵(HG11-3)(HG11-4)修理 瓦葺替、外観修理 補助計画 4,389千円

玉川に面した明治時代後半(明治20年以降、台帳より33年以前)建築の土蔵2棟。旧三輪医院。

昭和60年外観修理。木造切妻2階建て瓦葺建物。2棟連結。平成25年から2年修理計画の2年目。外壁補修・漆喰修理、腰板水切り修理。

3 光明寺本堂(TG09-1)塀(TG09-2)修理

本堂外観修理、塀構造補強、瓦葺替 補助計画 6,144千円

本堂外壁修理、塀修理、瓦葺替。平成25年から3年修理計画の2年目。

4 小松家住宅離れ(NS19-1)付属屋(NS19-2)修理

瓦葺替、外観修理、構造補強 補助計画 5,200千円

敷地中程に位置する木造切妻2階建ての離れと木造切妻平屋建ての付属屋。

台帳より明治33年以前建築。

屋根瓦葺替・床組改修。平成26年から2年修理計画の1年目で、次年度は主屋修景。

5 三好家住宅付属屋(HG19-2)(HG19-3)・離れ(HG19-4)修理

瓦葺替、外観修理、構造補強 補助計画 8,000千円

平成26年から2年修理計画の1年目。台帳より明治33年以前建築。

6 広瀬家住宅土蔵(HG27-1)付属屋(HG27-2)修理

外観修理 瓦葺替 補助計画 7,413千円

敷地中程に位置する付属屋と土蔵。土蔵は大蓮寺小路の西側にある土蔵造切妻2階建て瓦葺建物。棟札から宝暦14年建築と推定される、倉吉に現存する最古の土蔵。瓦は石州瓦に差し替えられてはいるが、燻瓦が使われている。

付属屋は台帳では、大正15年建築の炊事場と便所で、現在は物置となっている。土蔵・付属屋とも外壁修理・屋根瓦葺替を行い外観を整える。

7 旧山陰合同銀行土蔵(UO18) 修理 外観修理・瓦葺替 補助計画 8,000千円

通りに面する土蔵。木造切妻2階建て瓦葺建物。展示施設として活用するための修理。台帳では大正11年建築。

平成26年から2年修理計画の1年目。屋根を元の瓦葺に修理し、外壁を漆喰壁とし外観を整える。

学校給食における異物混入等の対応及び公表基準について（案）

平成25年10月 日

学校給食センター

学校給食の安全性をより高めるため、学校給食に異物混入等があった場合は、下記のとおり異物混入形態別基準により学校・保護者への対応、報道機関等への公表基準を定めることとする。

なお、学校給食への異物混入があった場合は、異物混入の種別・形態別基準にかかわらず、直ちに教育長、事務局長、学校教育課に報告するものとする。

記

1 異物混入の種別・形態別基準

(1) レベル1

髪の毛、通常野菜等に付着している虫等、食べ物に由来するもの（骨、卵殻等）、食材の包装材料の切れ端

(2) レベル2

衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等）、プラスチック・ゴム類、異臭等、健康被害が懸念されるもの

(3) レベル3

金属類、ガラス片、洗剤・塩素等の化学物質等、重篤な健康被害が懸念されるもの。

2 学校への対応

(1) レベル1の混入があった場合、学級全体・学校全体に影響がないか確認する。

(2) レベル2の異物混入があった場合は、同じ給食を配食しているすべての学校に連絡し、同様の異物がないか確認する。

(3) レベル3の異物混入（混入の恐れがある場合も含む。）の場合は、喫食しないようすべての学校に連絡する。

3 保護者への対応

健康被害の恐れや危険性が高い異物混入があった場合、異物混入の確認はとれないが、異物混入の恐れがあり給食を中止した場合は、保護者への通知・説明を行う。

4 報道機関等への公表

健康被害が懸念される異物混入（レベル3及びレベル1・2が短期間に複数回続いた場合。レベル2の公表は、適時判断する。）

公表のタイミングは、発見後、速やかに混入の経緯等調査し、経緯や原因がほぼ確定した時点で公表する。

※ 原因究明に時間を要する場合は、「原因等調査中」として公表する。

5 県中部総合事務所生活安全局、県教育委員会等への報告

(1) レベル3については、関係機関等に報告する。

健康被害があった場合は、警察と協議を行う。

(2) レベル2については、異物異物の種類及び混入状況により、また、異物混入の公表を行った場合は、相談、報告する。

(3) レベル1については、原則報告を行わない。

異物混入対応表

区分	異物混入の危険度	異物の種類例	保護者への通知	報道機関等への公表
レベル1	衛生的ではないが、健康被害への影響が少ないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・髪の毛 ・野菜等に付着している虫等 ・骨、卵殻、貝殻等 ・食材の包装材料の切れ端 	原則、通知は行わない。	公表しない。
レベル2	健康被害が懸念されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生害虫（ゴキブリ、ハエ、クモ等） ・プラスチック・ゴム類 ・異臭等 ・レベル1が複数発見された場合 	異物混入の状況によって判断する。	異物混入の状況によって判断する。
レベル3	重篤な健康被害が懸念されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・金属類 ・ガラス片 ・洗剤・塩素等の化学物質 ・レベル1・2が大量に混入していた場合 	全保護者に通知し、説明を行う。	公表する。